

議案第10号

西脇市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定
について

西脇市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

北はりま消防組合火災予防条例の改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市火入れに関する条例の一部を改正する条例

西脇市火入れに関する条例（平成17年西脇市条例第 122号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	改	正	前
(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災注意報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災注意報若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに、消火しなければならない。		(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに、消火しなければならない。		
様式第1号（第2条関係）		様式第1号（第2条関係）		
火入許可申請書 (略) 申請者 住 氏 所 名 (略) (略) (略)		火入許可申請書 (略) 申請者 住 氏 所 名 (略) (略) (略)		印

附 則

この条例は、公布の日から施行する。